

令和2年1月16日

南相馬市農業委員会
1月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 令和2年1月16日(木)午後1時30分開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 会議室

1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	若 杉 裕 二	出	11	佐 藤 洋	出
2	鎌 田 芳 彦	出	12	遠 藤 秀 明	出
3	菅 野 信 彦	欠	13	山 内 弘 巳	出
4	欠 番		14	二 谷 純 市	出
5	梅 村 正 敏	出	15	半 谷 眞知子	出
6	西 内 文 夫	出	16	早 川 孝 雄	出
7	発 田 栄 一	出	17	佐 藤 良 一	欠
8	小谷津 弘 隆	欠	18	岡 田 敏 文	出
9	塚 野 邦 好	出	19	寺 澤 白 行	出
10	今 野 由 喜	出			

2. 出席農地利用最適化推進委員

小高区 坂本 健一

鹿島区 鈴木 清教

原町区 本間 健一(延刻)

3. 出席職員

局長 佐藤 光

主事 平田 幸子

次長 高橋徳比克

主事 米本 一樹

主査 山本 将之

農政課副主査 野地 俊紀

4 . 日 程

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 報告第 1号 専決処分の報告について
- 日程第 4 報告第 2号 農地専門委員会の開催報告について
- 日程第 5 報告第 3号 農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の解約等の通知について
- 日程第 6 報告第 4号 違反転用事案の報告について
- 日程第 7 議案第 1号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 8 議案第 2号 農用地利用配分計画に係る意見について
- 日程第 9 議案第 3号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について
- 日程第 10 議案第 4号 農地法第 3 条の規定による貸借権設定の許可申請について
- 日程第 11 議案第 5号 農地法第 4 条の規定による許可申請について(市許可分)
- 日程第 12 議案第 6号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について
(市許可分)
- 日程第 13 議案第 7号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について
(県許可分)
- 日程第 14 議案第 8号 農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について
(市許可分)
- 日程第 15 議案第 9号 農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について
(県許可分)
- 日程第 16 議案第 10号 現況確認証明願について

5. 会議の概要

(開会 午後1時30分)

議長 それでは、ただいまより令和2年1月南相馬市農業委員会定例総会を開会いたします。欠席通告者は3番委員、8番委員、17番委員であります。なお、延刻の申出が農地利用最適化推進委員の本間健一委員から届いております。出席委員は会議規則第5条により定足数に達しております。

議長 日程第1、議事録署名委員の指名については、会議規則第24条第2項の規定により、議席番号2番鎌田芳彦委員、5番梅村正敏委員、6番西内文夫委員を指名いたします。

議長 次に、日程第2、諸般の報告を行います。1月15日、「令和元年度後期農業委員会会長・事務局長研修会」が福島市の福島県青少年会館で開催され、農業委員会を取り巻く情勢についてなどの研修を受けてきたところでございます。以上をもって諸般の報告といたします。

議長 次に、日程第3、報告第1号、専決処分の報告についてを議題といたします。専決第1号について、事務局から報告を求めます。

事務局 報告第1号、専決第1号についてご説明いたします。議案書の2ページから4ページになります。贈与税納税猶予制度の特例の適用を引き続き受けようとする方に対して、農業経営継続証明書を交付した事案が1件ございました。詳細につきましては、記載のとおりとなっております。以上です。

議長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議長 次に、日程第4、報告第2号、農地専門委員会の開催報告についてを議題といたします。農地専門委員会の二谷委員長から報告を求めます。

二谷委員長 報告第2号について報告いたします。1月9日木曜日の午前8時30分から午前11時に、3条案件と5条案件で小高区の2カ所を現地確認してまいりました。

詳細につきましては、後ほど議案の中で個別説明いたします。

議 長 　　ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 　　次に、日程第5、報告第3号、農地法第18条第6項の賃貸借の解約等の通知についてを議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 　　報告第3号についてご説明いたします。議案書の6ページになります。今回4件の案件がございますが、合意による解約でありますので、県知事の許可を必要としないものとして手続しましたことをご報告いたします。詳細につきましては記載のとおりとなっております。なお、整理番号4番の案件につきましては、本来、以前の定例総会で報告するべきものでありましたが、未報告だったため今回定例総会での報告となりました。以上です。

議 長 　　ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 　　次に、日程第6、報告第4号、違反転用事案の報告についてを議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 　　報告第4号についてご説明いたします。議案書の7ページから9ページ、整理番号1番から6番について、当事者の氏名、住所、土地の所在、違反転用の種類、発生年月日等については記載のとおりです。整理番号1番については、平成16年頃から貸駐車場として整備してしまい、現在も使用しています。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。続きまして、整理番号2番については、亡き父が平成7年に農地転用の許可を受け、車庫、作業場、下屋、住宅用物置を建設した際に、隣接する当該地の一部に資材倉庫を建設してしまい、現在も使用しています。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。続きまして、整理番号3番については、昭和40年代に父が畜舎を整理してしまい、現在も使用しています。今般、畜舎建て替えのための

土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。続きまして、整理番号4番については、昭和49年頃に、亡き父が畜舎を建築する際に擁壁に沿って排水路を敷設し、現在も使用しています。今般、震災により被災した畜舎の解体に伴い、土地の測量を行ったところ、農地に越境して排水路を設置していることが判明したものです。続きまして、整理番号5番については、40年以上前から所有者が農地に農業用倉庫等を設置し使用していました。所有者が、平成27年に南相馬市を離れ、生活の拠点を県外に移しており、この土地を利用しなくなったため、平成30年3月頃から違反者がこの土地を借り受けて資材置場として利用してきました。今回、この土地を譲り受けるにあたり、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。続きまして、整理番号6番については、昭和39年に先々代が農家住宅、作業場等、駐車場、進入路を建設し、現在も利用しています。今回、隣接地所有者と土地を交換するに当たり、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。以上です。

議 長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 (なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第7、議案第1号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第1号についてご説明いたします。議案書の10ページから11ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です

議 長 次に、提案者、農政課担当職員からの説明を求めます。

農政課担当 議案第1号について説明いたします。今回、利用権設定が2件となっており、内容につきましては記載のとおりとなっております。なお、賃料につきましては、双方合意のうえで決定しております。ご審議のほどよろしく願います。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第7、議案第2号、農用地利用配分計画に係る意見についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第2号についてご説明いたします。議案書の12ページから14ページになります。市が農用地利用配分計画を策定するに当たりまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者農政課担当職員から説明を求めます。

農政課担当 議案第2号について説明いたします。当該計画の概要としましては、農地中間管理事業として福島県農業振興公社を通して、農地の賃借を行うもので配分計画が16件となっております。内容については、記載のとおりとなっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第9、議案第3号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第3号についてご説明いたします。議案書の15ページから18ページになります。詳細につきましては記載のとおりです。今回の案件につきまして、調査担当委員からは許可要件を満たしているとの報告がございました。なお、先月の定例総会において保留となっていた申請番号8番についてですが、農地専門委員会において、1月9日に申請人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査の結果、砂利を敷き駐車場として使用していた自宅東側の部分につきましては、分筆をするなど、所定の手続きをし、植木を植えていた自宅南側の部分については、植木を除去し、農地として利用することとなりました。以上のことを踏まえて、

申請地の所有権移転は許可相当であるとの報告がございました。事務局からは以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば発言を願います。14番委員。

14番委員 今、事務局からお話があったとおりであります。重複しますが、ご説明申し上げます。内容については、今後、違反地を分筆し農業用倉庫を建て、農家住宅用と畑用と分けることを考えており、行政書士とも手続を進める。これも年内中にするという事です。また、違反地、番地を申し上げます。40番の1、繰越案件ですが、今後、畑として使用することとし、具体的な改善としては事務局が話したように樹木はすべて伐採するか、宅地のほうに移植するという事で、条件付でございます。本人は明確な悪意を持って農地を違反転用したわけではないので、震災後の農業のままならない状況で現在に至った模様です。農業委員会の指導を受けた際には、素直に従う意思があり、今回の3条申請も、農業を行うための申請である。その証明としては、以前より農作業用トラクター購入を業者に依頼しており、耕作条件に見合う作業機械が見つからないため、現在に至っている状態です。ただ現地調査をしたときには、3条申請地はきれいに畑として耕している状態です。以上のことから、今回の3条申請については、農地専門委員会としては許可を認めるということで結論が出ました。以上です。

議 長 ただいま農地専門委員会委員長のほうからご説明がございました。ほかにありませんか。13番委員。

13番委員 申請番号8番の申請内容について、今、農地専門委員会委員長から報告がありましたが、私も農地専門委員ということで現地調査に加わり、このような結論だったと思います。ここに書いてありますように、最後に今回の指導による農地回復を早急に行うことを条件とした上で、申請は適当であると判断したと書れています。このような結果については、特に異論はないんですが、この案件が、今回の議案に上がってきていますが、譲受人から違反転用追認の申し出がまだなされていない中で、承認するのはいかがなものかなと思います。確かに農地専門委員会で結論をだされてはいるんですけども、今回の議案の中に、違反転用追認の申し出がなされていないということで、承認していいものかどうかどうかがなものと、思います。

議 長 暫時休議いたします。

(休議)

議 長 再開をいたします。事務局長。

事務局長 先ほど13番委員からお話あった件につきましては、本人に許可証を渡す時点で厳しくお話をいたしまして、必ず約束は守るという念押しをいたしまして、それで話を進めてまいりたいと思います。

議 長 そのほか、ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでございますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第10、議案第4号、農地法第3条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第4号についてご説明いたします。議案書の19ページから20ページになります。詳細につきましては記載のとおりとなっております。今回の案件について、調査担当委員からは許可要件を満たしているとの報告がございました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、ただいまの議案に対しまして質疑があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第11、議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請について

を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第5号についてご説明いたします。議案書の21ページから22ページ申請番号1番から6番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件として、申請番号1番については、報告第4号整理番号1番の追認を得るための案件です。続きまして、申請番号2番については、報告第4号整理番号2番の追認を得るための案件です。続きまして、申請番号3番については、報告第4号整理番号6番の追認を得るための案件、及び議案第6号申請番号3番関連の案件です。続きまして、申請番号4番については、報告第4号整理番号3番の追認を得るための案件です。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号1番について、5番委員。

5番委員 議案第5号の申請番号1番につきまして、現地調査の結果についてご報告をいたします。現地案内図は1ページです。報告第4号整理番号1番の関連案件です。1月11日午前9時より、代理人立ち会いのもと、現地調査をいたしました。立地基準、一般基準に照らしまして、特段問題がないことから、申請のとおり承認するものと判断しております。以上でございます。

議長 続きまして、申請番号2番について15番委員。

15番委員 議案第5号申請番号2番について報告いたします。現地案内図は2ページです。先ほどの報告第4号整理番号2番の関連案件でございます。去る10日午後4時過ぎより、代理人である行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。所在、地番、面積、申請事由は記載のとおりです。調査の結果、立地基準、一般基準ともに満たしており、何ら問題ないと判断いたしました。皆様のご審議方よろしくお願いたします。

議長 申請番号3番について、12番委員。

12番委員 議案第5号申請番号3番につきましては、議案第6号申請番号3番と関連する案件ですので、議案第6号で報告させていただきます。

議長 続きまして、申請番号4番について2番委員。

2番委員 議案第5号申請番号4番について現地調査の報告いたします。現地案内図は4

ページです。報告第4号整理番号3番の関連案件です。去る1月10日午後4時頃、申請人及び行政書士立ち会いのもと現地調査をいたしました。調査項目に基づき調査しました結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続きまして、申請番号5番について、14番委員。

14番委員 議案第5号申請番号5番について報告をいたします。案内図は5ページです。申請内容は記載のとおりです。1月14日午後1時30分頃、申請者及び代理人であります行政書士立ち会いのもと、聞き取り調査を行い、現地調査を行いました。排水放流同意書及び資金調達書もあり、立地基準、一般基準とも満たしていると判断してまいりました。皆様のご審議のほどよろしくご願いいいたします。以上です。

議 長 申請番号6番について、11番委員。

11番委員 議案第5号申請番号6番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は6ページです。去る1月11日午前9時30分より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくご願いいいたします。以上であります。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第12、議案第6号、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第6号についてご説明いたします。議案書の23ページから24ページ、申請番号1番から4番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件のみご説明いたします。申請番号1番については、報告第4号整理番号4番の追認を得るための案件です。続きまして申請番号2番については、報告第4号整理番号5番の追認を得るための案件で

す。続きまして申請番号3番については報告第4号整理番号6番の追認を得るための案件であり、議案第5号申請番号3番関連の案件です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いいたします。申請番号1番、番について、18番委員。

18番委員 議案第6号申請番号1番について、現地調査の報告をいたします。詳細については記載のとおりでございます。報告第4号整理番号4番関連の案件です。現地案内図は7ページです。去る1月15日午後4時より、譲受人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、譲受人から聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準とも満たしているものと判断いたしました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 申請番号2番について、13番委員。

13番委員 議案第6号申請番号2番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は8ページです。申請内容、申請事由は記載のとおりです。なお、本案件は、報告第4号整理番号5番と関連する案件であります。本案件は違反転用地と知らずに所有者から借り受けて、資材置場として利用してきた土地を今回、譲り受けるにあたり、土地調査を行ったところ農地であることが判明したことから、引き続き使用するための必要な転用申請であります。去る1月14日午前9時頃より、代理人行政書士の立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしており、申請は妥当であると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議 長 申請番号3番について、12番委員。

12番委員 議案第5号申請番号3番及び議案第6号申請番号3番についての現地調査の報告をいたします。報告第4号整理番号6番関連の案件です。案内図は3ページです。去る1月11日午前10時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと調査項目に基づき、行政書士からの聞き取り、また、現地状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 続きまして、申請番号4番について11番委員。

11番委員 議案第6号申請番号4番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は9ページです。去る1月11日午前9時より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願いいたします。以上であります。

議長 それでは、ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 次に、日程第13、議案第7号、農地法第5条規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第7号についてご説明いたします。議案書の25ページ、申請番号1番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。第1種農地の既存施設拡張事業になります。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いいたします。申請番号1番について、18番委員。

18番委員 議案第7号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。詳細については記載のとおりでございます。現地案内図は10ページであります。去る1月14日午前11時より、代理人行政書士、立ち会いのもと、現地調査を行いました。駐車場としての使用のための転用であります。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、当該地は県道、農道、さらに宅地等に囲まれており、立地基準、一般基準とも満たしているものと判断いたしました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第14、議案第8号、農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第8号についてご説明いたします。議案書の26ページ、申請番号1番から3番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件として、申請番号1番については、特別支援学校周辺の歩道設置工事に伴う仮設事務所等、駐車場、資材置場、残土置場としての一時転用であり、転用期間は許可日から9カ月となっております。続きまして申請番号2番については、申請地の隣接地工事に伴う駐車場としての一時転用であり、転用期間は許可日から令和2年7月31日までとなっております。続きまして申請番号3番については、道路橋梁整備工事に伴う土砂仮置場、客土仮置場、作業ヤードとしての一時転用であり、転用期間は許可日から14カ月となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査員から報告をお願いします。申請番号1番について、16番委員。

16番委員 議案第8号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は12ページであります。所在から申請事由は記載のとおりでございます。去る1月14日午前9時頃より、申請者及び代理人行政書士の立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請者及び代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上であります。

議 長 続きまして、申請番号2番について7番委員。

7番委員 議案第8号申請番号2番について、調査いたしましたので、ご報告いたします。案内図は13ページとなっております。去る1月14日午前10時より、申請に基づきまして、代理人である行政書士から現場の聴取し、精査いたしました結果、近隣の公共事業の受注に伴う一時的に必要とされる駐車場として転用するものであり、立地基準及び一般基準に合致しているため、報告をいたします。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 続きまして、申請番号3番について12番委員。

12番委員 議案第8号申請番号3番についての現地調査の報告をいたします。案内図は14ページです。去る1月9日午前9時頃より、被設定人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査項目に基づき、被設定人からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 次に、日程第15、議案第9号、農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第9号についてご説明いたします。議案書の27ページから29ページ、申請番号1番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。この申請は令和2年2月23日付けで、営農型太陽光発電にかかる一時転用許可の期間が満了となることから、再度、一時転用申請をするものです。詳細については報告第2号のとおり、農地専門委員会を開催しておりますので、農地専門委員会委員長より報告をお願いいたします。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査は、農地専門委員会に依頼しておりますので、二谷農地専門委員会委員長から報告を願います。申請番号1番について、農地専門委員長、二谷純市委員。

二谷委員長 それでは報告いたします。皆様の方に報告書をお渡ししてございますが、読み上げたいと思います。この案件は、営農型太陽光発電についてです。昨年の視察から今回の確認においても、パネルの下部の農作物はともかく、その他の農地であるべき敷地において、農作物の作付けは十分とは言えず、少なくとも営農型の発電所としては、稼働していません。昨年の8月の視察の状態から見ると、今回の73.5%の収穫量の報告書の数値には疑問が生じております。また、品質が上がらないため、大半を同じグループの建設会社に納品し、納品書についても、更なる客観的な資料提出を求めたいところでございます。しかし、収穫量の証明について今から他の客観的な証明書を求めても、この証明書しかなく、被設定人が間違いなく、納品があったとの主張を一方向的に退けることは難しいと思います。収穫量報告書の証明書の規定にも明確な指定や記載はないため、今回はこの報告で

了承いたしました。また、収穫量も昨年に比較してではありませんけども、一定の収穫量があったことは確認できるため、県からの改善見込みがある場合は判定材料にすることを意見をつけ、今回の更新については、農業委員会から土壌の改良を中心とした営農改善計画書の提出と1年間の期限内で計画書を誠実に実行した結果で、再判定が必要と判断いたしました。この土壌の改良については、会長より20分から30分間、営農改善の手法について指導いただきました。最初に、畑の土の改善、これは、まず除草、草の除去の対応について、それから土の改良、堆肥入れとか、いろんな指導を会長のほうから説明をいただき、担当さんは了解して、結果的には今年は収量が見込めないの、見込めるような土づくりをしてほしいと。今回は1年間だけ猶予をあげますので、土の改良、作物ができる改善をしてほしいとの要望をして、今回は1年間の期限内ということで、提案してまいりました。以上です。

議 長 　　ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。15番委員。

15番委員 　　私たちも見たところですよ。また、みょうがをつくる予定なんですか。

事務局 　　15番委員のご指導のとおり、みょうがを今後も継続して耕作していき、行く行くはみょうがの一大産地を目指したいとお話でした。みょうがについても、徐々には育っているような話ではございます。

議 長 　　はい、15番委員。

15番委員 　　特に営農指導とかそういういったものが必要ではなかったんでしょうか。土づくりだけで大丈夫なんですか。

事務局 　　改善計画書の話になりますが、ここの発電所は第一、第二、第三とあり、第二、第三も改善の余地はあるんですが、第一発電所が一番、土の状態が悪いので、まずはその土づくりを集中してやってもらい、他の発電所も同様に取り組んでもらいたい話はしました。しかし、土づくりが一番とはいたしますが、それ以外にも必要なことがあれば、改善計画書の中で注文をつけていく形とし、最終的な許可権限は福島県でございますので、福島県と協議して検討を行い、意見が相違しないように進めてきました。この営農型太陽光発電が適正であるかは、1年間の経過観察を行い、何らかの成果を出していただいた上で、判断したいと思っております。以上です。

議 長 　　はい、15番委員。

15番 ありがとうございます。

議長 はい、5番委員

5番委員 報告書の内容の確認なのですが、申請は10年間で出ておりますが、農地専門委員会としては1年間に限りで更新するという考えと理解してよろしいでしょうか。

議長 事務局。

事務局 10年間の申請をするのは、一応、申請上では問題はないですが、あくまで期間の決定は、許可側での判断になります。申請の際、事前に説明はしております。10年間申請の基準については、福島県に確認済みです。

議長 事務局長。

事務局長 補足して説明いたします。この10年間というのは、認定農業者の場合10年以内で認めるということでございます。この申請者について、南相馬市では認定農業者になっておりません。申請者が10年と書いてきても、3年以内の許可にしかありませんので、ご報告します。以上です。

議長 5番委員。

5番委員 私が確認したかったのは、農地専門委員会の報告では、1年間の期限内で計画書を云々とあり、農地専門委員会としては1年だけの期間を認めたらどうかという判断だと理解してよろしいかということです。

議長 はい、二谷農地専門委員会委員長。

二谷委員長 先ほども述べましたように、調査の際に会長が中心になって除草体系、土づくり体系について、1年間は作物を作らず、そちらのほうに重点的においてくださいと話したところ、相手からは小高区みょうがの日本三大産地のようになりたいという考えでありますので、まず、除草対策をきちっと行った後、土づくりを行い、その後に、みょうが作りに発展させていきたい。せっかく70何%迄、出来たのですから、それを行えば80%以上の規定を超えることもできるんじゃないかと、会長から営農指導をいただきました。それで、相手方も納得して頑張りま

しょうと答えたので、農地専門委員会では1年間の猶予を与えることと決めました。以上です。

議 長 ほかにございませんか。7番委員。

7番委員 関連してお聞かせいただきたいんですが、疑問に感じるのは、農地専門委員長から報告があり、事務局からも説明されていますけど、収穫量の平均が73.5%に対し、基準としては80%以上を超えてないということは明らかですね。このことは、先の説明でも触れていましたけれども、実際にみょうがの売買をして農業の収入源となった際、受入先からの領収書とかが、きちんと整理されているのかをお聞きしたい。自前で食べてしまったとか、あるいは自己処理するという話ではないと思うんですね。その辺の説明をお願いします。

議 長 事務局。

事務局 これは県を含む三者で話を聴取していて、再度、県にも確認したのですが、今回はこの会社の関連会社と売買をしたわけではなく、用途は社員食堂、関連の養護施設で自家消費をし、あとは社内販売で社員に売ったということであります。ただ、事務局では、関連会社から提出された証明書だけでなく、第三者が証明した資料が欲しいということは伝えてはございますが、今回はこれで受けております。以上です。

議 長 7番委員。

7番委員 内容は理解をしますが、ブロッコリーなんかと違って、みょうがはそんなに食べられるわけじゃないんですよ。だから、しっかりとした農業経営をするのが前提だと思います。そういう意味で、法規制に基づいた基準を超しているならいいでしょうとなるのかなと思いました。もう一つは、この27ページで説明された資料の中には、許可は10年間と書いてあるんですね。この申請は申請時に10年と希望されてなのかわからないけれども、書類上で書かれているからここに書いてあるのかな。なぜかといいますと、先ほど事務局が申しましたように、ソーラーシェアリングっていうのは、営農型の発電設備で基本は担い手が効率的、安定的な農業するための制度なんですよ。その他もよく見ると、農業者以外もつくれるというシステムであって、明記されているから、申請の書類の段階で最初から10年は無理ですよと、1年とか3年とか書くべきだと思うんですが、申請時の指導体制とかはどうなんですか。普通は、受付前に、不備な書類は受け付けられないこととなっていますよね。そのことについてお尋ねします。

議 長 事務局。

事務局 申請期間10年間のお質しだと思いますが、先ほど事務局長が説明したように、認定農業者になっていれば、10年間の申請ができるという話がありました。被設定人は、福島県外で認定農業者となっており、それを根拠に、10年間で申請してきております。以上です。

議 長 7番委員。

7番委員 農業委員が、「これはソーラーシェアリングじゃないよ」ということを8月の現地確認の際にその目で見て、検証しているわけですよ。そういう意味で、今日の発電所は大規模だし、今後一つの例になると思います。適正な審査とか要件を満たしてないと問題がありますので、そこはきちっと審査をして、申請書類を受理して許可することが本来あるべき姿だと思います。この様な案件は県と事前協議を含めて、いろいろとご相談されて事務局に申請され、ここに今、委員会に付議するシステムになっているかをお伺いします。

議 長 7番委員から指摘のあったように、本来、通常であれば、農業委員会で審査の後、県に進達をし、何も問題がなければ許可という形なんです。今回は去年の早い段階で、県から更新に向けて、確認したい2カ所を農業委員会と視察等を兼ねて行ったんですが、その第一弾ということで、この様な案件を進める場合には、最初から県と、農業委員会が歩調を合わせ、申請人を交えた三者で、なるべく一堂に会し話を進め、お互いに齟齬がないように進めないと、後で問題が生じかねないとの理由で、やってまいりました。通常の問題が特にない審査は、県と協議が必ず必要ということではなく、今後制度に影響し、相互に禍根を残す恐れのある案件は、今後も県と共同であたる形で考えております。以上でございます。

議 長 7番委員。

7番委員 今のお答えで理解をいたしますが、現地立ち会いの際、私も鋭く質問をしているんですよ。その場合、明快に答えられない部分があり、総評としては、しっかり営農努力をしてもらい、本来の目的である営農型の発電をすべきであるというに思っています。ここからは私の意見でございますが、ソーラーシェアリングそのものは、担い手が効率的で安定的な農業経営を行うものが基本とされていて、農地を有効的に使うということが基本だと思います。その意味では、営農の適切な継続が確保されるべきだと思いますし、二つ目にはパネル下部の農地反収が同地域

の平均的な反収と比較して、2割以上減少してだめだよという規定もあります。その意味では、生産された農産物の毎年の報告書をきちっと提出してもらい、今ひとつ不明なものは書類を貰ってだめだよということを言いたいなって思います。私はその他に追記すれば、経済的なお金はすべて都会にいて、そういう人たちの特典みたいな事業であっては困るわけです。そういう意味で、地域への還元、あるいは貢献なんかもね、地域活動の中ではあるべきだと思うんです。そういうことも含めて、今後も適切な指導と法規制を充実させるということが大切だということを意見として述べさせいただきました。

議 長 事務局。

事務局 7番委員さんのご意見、ありがとうございます。審査を進める県の考え方と、農業委員会の考えには、若干、温度差があるとは、私自身は感じております。ただ、今回の決定に関して農業委員会は営農に関しての意見を求められるため、委員さんの実際に見て感じたことを意見として書きますよと。その上で、許可権限のある県で判断してくださいと言っております。書類についても、報告書の様式1枚で留意事項や記載事項については書いてあるけど、自家消費の際に提出する書類は具体的には決められておりませんので、今回はこの報告書は受理いたしました。しかし、今後は証明書等の添付には県に意見として見直すことを伝えていきます。以上です。

議 長 はい、1番委員。

1番委員 単なるご意見でございます。当日、配布議案の最後のページの例えば しかし、収穫量の証明についての新たな客観的な証明を求めても、その証明しかなく、側の間違いなく納品がとの主張を一方向的に位置づけることも難しいとありますけども、収穫しているかどうか、子供であればわかりませんというのありうるでしょう。しかし、これは営利目的の株式会社です。それを資料ありませんとはそもそもあり得ないんですよ。ですから、その資料がないようにもうそをついているとは断言できないから、あるんだということであれば、何も資料がなくても結局すべて認めてもらえるという結論になるのかと思います。そうすると今事務局から説明があったように、今後この事例をした人間は何やっても大丈夫だといいはればいいんだというふうになりかねない、と思います。ですからこの案件を私はここで荒立てるつもりはないですけども、事実関係を認定する際に、どうなんですか。いや言葉だけでなく客観的資料ありますよねと。ないはずないですよ。無ければ無いものとして認めるのが普通ではないでしょうか。根拠が無いのにあると言い張るから、あることにします、という認定はいかがなもの

かと思うんですね。ですから、それが今後ですね、県の方にもいろいろ協議してるが、あいまいだということなんですが、やっぱりその辺の判断ですね。もう少し意思疎通をするなりして対応していかないと、言い張れば何でもまかり通ると、ごねれば何とかなるということになりかねないので、なかなかシビアな問題で専門委員の方々は大変ご苦労されているんだろうと思うんですけども、そういうご苦労を考慮して判断せざるを得ないと思いますが、今後ですね、やはり我々も責任があってこういう判断をされているんで、判断する前の前提事実。無いものがあるとして判断したのでは、判断としては到底間違っているわけですよ。あるかどうかの判断です。判断すらも実際に裏づけがないと。それでは判断しようがないということになろうかと思います。その辺も含めて、慎重に判断すべきだし、今後、こういう企業と折衝する場合は、あるべきものが無ければ、また、裏づけがなければ、ないと判断せざるを得ませんよと。そうなりますから、今後は気をつけてくださいねっていう指導も必要ではないかなと思った次第です。

議 長 暫時休議いたします。

(休議)

議 長 再開をいたします。事務局。

事務局 1番委員から所用のため退席願いが出ておりますので、許可をお願いいたします。

議 長 1番委員が退席します。ご了解をいただきたいと思います。

議 長 初めに事務局長から、説明を願います。

事務局長 この案件につきましては、農地専門委員会の委員長、会長とも相談して文言整理をします。文言整理をした上で、事務局の案といたしましては、こちらにも書いてあるとおり1年間の様子を見るということで、福島県に意見を付けて提出したいという考えでございます。この件については皆さんでご協議いただければと思います。

議 長 ただいま局長からご説明をいただきました。委員の皆さんのお考えを聞きたいと思いますが、多数決、賛否、採ったほうがよろしいですか。16番委員。

16番委員　　今の問題でございますが、民主主義では確かに多数決が原理ですから、それは当然だと思えますが、この問題に関しては農業委員会の総括的な問題でございますので、議長と事務局に私は一任したいと思います。以上です。

議　長　　　ほかにございませんか。6番委員。

6番委員　　　今、多数決というお話がございましたが、こういう場合は多数決じゃなくて、皆さんが全員同じ考えを持った形に持って行って、そこでまとめていったほうがいいと思います。以上です。

議　長　　　それでは、今、多数決問題について質疑ございました。その通りだと思います。ただいま局長のほうから文章も精査をして、それで1年間、営農型発電に対する管理、栽培方法を見守りながら、指導していくというようなことで、よろしいでしょうか。10番委員。

10番委員　　　決定する前に、今回の県に報告する文書について、ここで議論して、その内容を詰めて、市の農業委員会としての意見はこうだという形でやると思いますが、その先ですよ。要するに県なり、農業委員会の意思というものが、今回の申請の責任者、すなわち取締役会長とか社長とかですね。現場の管理責任者じゃなくて、そういう方にきちっと説明する必要も、または通達する必要もあるかと思うんですけども、システムとしては、可能なんでしょうか、お伺いさせていただきます。

議　長　　　事務局。

事務局　　　議事録は公開していますので、議事録で確認することができます。それから、文書等で問い合わせが来た場合、開示請求とか来た場合につきましては、農業委員会では、総務課を通しまして、内容の開示、会議内容の開示もいたします。これは農業委員会では意見を付けるだけでございますので、この意見を付けたということの開示でございます。以上です。

議　長　　　暫時休議いたします。

（休議）

議 長 再開をいたします。事務局長。

事務局長 再開するに当たりまして、先ほど申し上げたことを一部訂正いたします。結果としましては営農型になってないようなことも見られますし、販売方法も工夫とかが必要なことと思います。それで、先ほどから会長も土壌改良が絶対必要だということも申し上げていますので、事業者にもそのことは話しております。その中で、1年間様子を見ながらといいますか、見守っていきながら、随時、事業者から報告を得ながら、今回上げられています営農計画通りに進むのかどうかを見させていただき、1年後に再度ご判断をしたいと考えております。以上です。

議 長 ただいま、局長から説明がございました。今後の1年間の中で、営農型発電として、土壌改良をしながら、みょうがという作物の生育を順調になされるか、なされないか、見守って、その成果に基づいて、福島県に意見を進達して、県の判断を仰ぎたいということによろしいでしょうか。この文書の作成については、後日検討して、農地専門委員長や事務局、私も入りまして、作成しながら、皆さんにも、報告するというような形で進めさせていただきたいと思いますので、そんな方法でご了解をいただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

議 長 ほかにございますか。

(なしの声あり)

議 長 それでは、その他ないようでありますので、一部条件を付け、許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第16、議案第10号、現況確認証明についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第10号についてご説明いたします。議案書の30ページになります。申請番号1番から3番まで、土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりであります。内容は、不耕作により非農地化したことに対する証明願いです。申請番号1番については農地。申請番号2番及び3番については非農地と判定いたしました。なお、担当農業委員に現地調査を依頼しておりますので、ご報告お願いいたします。以上です。

議 長 今回の現地調査員を代表いたしまして、14番委員から報告をお願いいたしま

す。

14番委員 現況確認証明の報告いたします。令和2年1月7日火曜日午後1時集合で、出席委員は、私と16番委員、17番委員、それと事務局職員1人の4人で現地調査いたしました。現地案内図は1番、2番、3番ですが、ページは16ページ、17ページ、18ページとなっております。最初に、申請番号1番について報告いたします。これは昨年度まで、申請者がきれいに畑を耕しておりまして、きれいな畑となっております。ただ、この利用状況にイノシシ等の獣害の被害があるので、とてもじゃないけども、これを農地じゃなくしてほしいということなんです。去年まできれいに畑として管理されておりました上で、我々農業委員としては、農地を守らなくちゃいけない立場にありましたんで、今までできたものが急にできないとはいかないので、農地を守ってほしいとお願いしてきました。ここを非農地化してしまうと周りの田んぼ、畑、全部でイノシシ等の獣害になってしまいますので、それもここだけ認めるわけにはいきませんということをお願いしましたところ、じゃどうしたらいいんですかっていうことだったんですが、それは事務局のほうで貸し付け、借りたいという人が来るので、事務局のほうであっせんとか、方法はありますよって言っていましたら、是非その方向でお願いしたいと、イノシシ等の対策については、農政課に電気柵等の貸与がありますのでそういった方法もありますと説明しましたところ、了解していただきましたので、これは農地として判断してまいりました。次に、申請番号2番については、昭和60年からっていうのですが、これは、鹿島区で、万葉の里ということで蚕様をやっていたところが、それがもう親御さんが亡くなったことで相続したんですが、手入れをしないで雑木林みたいになっており、完全なる山林化となっております。調査委員としては3人ともこれは山林ということで、非農地と判断してまいりました。次に、申請番号3番については、同じように、40年以上耕作していないとのことでした。現地を確認したところ、トラクターの入り口も進入路もありませんでした。申請人から聞き取ったところ、30本以上の直径40cmくらいの太さの杉の木がありましたが、隣接地の方から切してほしいとの要求があり、切ったため多くの切り株が見受けられました。この土地は、進入路が無いため、トラクター等の機械の搬入が出来ないことから、意見としては非農地という判断をしてきました。以上です。

議長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

(なしの声あり)

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 以上で本日予定いたしました報告4件並びに議案10件、合わせて14件の審議をすべて終了いたしました。これをもちまして本日の1月定例総会を閉会といたします。各委員の皆様大変お疲れ様でした。

(終了)

(閉会 午後4時05分)

南相馬市農業委員会会議規則第24条第1項及び第2項の規定により署名する。

令和2年1月16日

議事録署名人(2番・カマダ ヨシヒコ)

議事録署名人(5番・ウメムラ マサトシ)

議事録署名人(6番・ニシウチ フミオ)